

## ○四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、四街道市の耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修の促進を図るため、市内に存する木造住宅を所有する者の行う耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修工事費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき認定された、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」により地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震改修工事 「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理をいう。

(3) 設計・監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士事務所(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。)に勤務する建築士で、都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等の耐震診断に関する講習会の課程を修了した者をいう。

### (補助の対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存する一戸建て住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)であること。

(2) 以前にこの告示による補助金を受けていないこと。

(3) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)に木材を用いたものであること。

(4) 在来工法(土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。)により建築されたものであること。

(5) 建築確認済証が平成12年5月31日以前に交付されているものであること。

- (6) 地上階数が2以下であること。
- (7) 建築基準法の集団関係規定等に違反していないこと。
- (8) 耐震診断において、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できるものであること。

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 設計費 耐震改修に係る設計に要する費用
- (2) 工事費 耐震改修に係る施工工事に要する費用
- (3) 監理費 耐震改修に係る監理に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費の3分の1の額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 第3条に定める補助対象住宅を自ら所有している者
- (2) 市税(国民健康保険税を含む。以下「市税等」という。)を滞納していない者

2 申請者は、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、設計に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の案内図
- (2) 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し又は登記事項証明書(建物)
- (3) 耐震診断の結果報告書(建築士事務所に勤務する建築士が作成したものに限る。)の写し
- (4) 市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し

- (6) 耐震改修工事の設計図書等
- (7) 設計・監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定を受けた後に、第6条第2項の申請内容を変更しようとするとき又は取り下げようとするときは、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請内容変更等承認申請書(様式第3号)に変更事項を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請内容変更等承認・不承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(着手届)

第9条 補助対象者は、耐震改修工事に着手するときは、四街道市木造住宅耐震改修工事着手届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設計に係る契約書の写し
- (2) 施工工事に係る契約書の写し
- (3) 監理に係る契約書の写し
- (4) 工事工程表
- (5) その他市長が必要と認める書類

(検査)

第10条 補助対象者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、市長と日程の調整をした上で四街道市木造住宅耐震改修工事検査申請書(様式第6号)を提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 補助対象者、設計・監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。

4 市長は、当該検査の結果、施工工事の内容が設計と異なると認めるときは、補助対象者に工事の改善を四街道市木造住宅耐震改修工事検査結果指示書(様式第7号)により指示することができる。

5 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、耐震改修工事が完了したときは、第7条第1項の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに四街道市木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第8号)に次に掲げる書類等を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真(撮影場所を明記(明示)した図面を含む。)

(2) 設計に係る領収書の写し

(3) 施工工事に係る領収書の写し

(4) 監理に係る領収書の写し

(5) 耐震改修工事監理報告書の写し(建築士法施行規則(昭和25年建設省省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書)

(6) 耐震改修工事の竣工図等

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を請求しようとするときは、第7条第1項の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書(様式第 12 号)により行うものとする。

(補助対象者の責務)

第 16 条 補助対象者は、補助金を受領した日から起算して 5 年間、補助に係る木造住宅について耐震上不利となる増改築、修繕、模様替え等の工事を行ってはならない。

(補則)

第 17 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。